

市区町村別集計項目(推進体制等)

兵庫県	
市区町村数	41

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (令和2年4月1日現在で有効なもの)			
								有			現在の状況	有			現在の状況
								条例名称	公布日	施行日		計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	
						23	24	10				40			
28	100	神戸市	企画調整局企画課男女共同参画センター	1	1	1	1	神戸市男女共同参画の推進に関する条例	平成15年3月27日	平成15年4月1日		神戸市男女共同参画計画(第4次)	平成28年4月 ~ 令和3年3月	1	
28	201	姫路市	男女共同参画推進課	1	1	1	1	姫路市男女共同参画推進条例	平成28年2月23日	平成28年4月1日		姫路市男女共同参画プラン2022	平成25年4月1日 ~ 令和4年3月31日	1	
28	202	尼崎市	ダイバーシティ推進課	1	2	1	1	尼崎市男女共同参画社会づくり条例	平成17年12月27日	平成17年12月27日		第3次尼崎市男女共同参画計画	平成29年4月1日 ~ 令和4年3月31日	1	
28	203	明石市	男女共同参画課	1	1	0	0				0	あかし男女共同参画プラン	平成23年4月1日 ~ 令和3年3月31日	1	
28	204	西宮市	男女共同参画推進課	1	1	1	1				0	西宮市男女共同参画プラン	平成31年4月1日 ~ 令和11年3月31日	1	
28	205	洲本市	市民課 人権推進室	1	2	1	1				0	第3次洲本市男女共同参画プラン	平成30年4月1日 ~ 令和5年3月31日	1	
28	206	芦屋市	人権・男女共生課	1	2	1	1	芦屋市男女共同参画推進条例	平成21年3月27日	平成21年4月1日		第4次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザース・プラン	平成30年4月1日 ~ 令和5年3月31日	1	
28	207	伊丹市	同和・人権推進課	1	2	1	1				0	第2期伊丹市男女共同参画計画	平成29年4月1日 ~ 令和4年3月31日	1	
28	208	相生市	地域振興課	1	2	1	1				0	第2次相生市男女共同参画プラン	平成25年4月1日 ~ 令和5年3月31日	0	
28	209	豊岡市	ワークイノベーション推進室	1	2	0	0				3	第3次豊岡市男女共同参画プラン	平成29年4月1日 ~ 令和4年3月31日	1	
28	210	加古川市	男女共同参画センター	1	1	1	1				0	第4次加古川市男女共同参画行動計画	平成28年4月1日 ~ 令和3年3月31日	1	
28	212	赤穂市	市民対話課	1	2	0	1	赤穂市男女共同参画社会づくり条例	平成17年3月25日	平成17年4月1日		第2次赤穂市男女共同参画プラン(一部見直し)	平成29年3月 ~ 令和6年3月	1	
28	213	西脇市	茜が丘複合施設	1	1	1	1				2	第2次西脇市男女共同参画基本プラン【改定版】	平成29年4月 ~ 令和4年3月	1	
28	214	宝塚市	人権男女共同参画課	1	1	1	1	宝塚市男女共同参画推進条例	平成14年6月27日	平成14年7月1日		第2次宝塚市男女共同参画プラン	平成28年4月1日 ~ 令和8年3月31日	1	
28	215	三木市	人権推進課	1	1	0	1				3	三木市男女共同参画プラン(第3次)	平成30年4月 ~ 令和7年3月	1	
28	216	高砂市	未来戦略推進室	1	1	1	1				0	第2次たかさご男女共同参画プラン【改訂版】	平成29年4月1日 ~ 令和3年3月31日	1	
28	217	川西市	人権推進課□	1	2	1	1	川西市男女共同参画推進条例	平成27年6月30日	平成27年7月1日		第3次川西市男女共同参画プラン【改定版】	平成30年度 ~ 令和4年度	1	
28	218	小野市	市民安全部ヒューマンライフグループ	1	2	1	1	小野市はーと・シップ(男女共同参画)社会推進条例	平成14年9月26日	平成14年10月1日		はーと・シッププラン	平成28年4月 ~ 令和4年3月	1	
28	219	三田市	まちづくり協働センター	1	2	0	1				0	第5次三田市男女共同参画計画	平成30年4月 ~ 令和5年3月	1	
28	220	加西市	ふるさと創造課	1	2	0	0				0	第2次かさいゆめプラン	平成24年4月1日 ~ 令和4年3月31日	0	
28	221	篠山市	人権推進課	1	2	0	0				0	第2次丹波篠山市男女共同参画プラン	平成24年12月 ~ 令和4年3月31日	0	
28	222	養父市	人権・協働課	1	2	1	0				0	第3次養父市男女共同参画プラン	平成29年4月 ~ 令和4年3月	1	
28	223	丹波市	人権啓発センター	1	1	1	1	丹波市男女共同参画推進条例	平成31年3月7日	平成31年4月1日		第3次丹波市男女共同参画計画「丹(まごころ)の里ハーモニープラン」	平成30年4月 ~ 令和5年3月	1	
28	224	南あわじ市	総務企画部ふるさと創生課	1	2	0	0				0	第2次南あわじ市男女共同参画計画	平成30年4月 ~ 令和5年3月	1	
28	225	朝来市	人権推進課	1	1	1	1				3	第3次朝来市男女共同参画プラン〜ウィズ(with)プラン〜	平成30年4月 ~ 令和5年3月	1	
28	226	淡路市	市民人権課	1	2	1	1				0	第2次淡路市男女共同参画プラン	平成30年4月1日 ~ 令和5年3月31日	1	
28	227	宍粟市	人権推進課	1	2	1	0				1	第2次宍粟市男女共同参画プラン	令和2年度 ~ 令和11年度	1	
28	228	加東市	人権協働課	1	2	1	1				0	第3次加東市男女共同参画プラン	平成31年4月 ~ 令和6年3月	1	
28	229	たつの市	人権推進課	1	2	1	0				0	第2次たつの市男女共同参画プラン	平成29年4月1日 ~ 令和9年3月31日	0	
28	301	猪名川町	生活部福祉課人権推進室	1	2	0	1				0	第3次男女共同参画行動計画	平成29年4月 ~ 令和4年3月	0	
28	365	多可町	生涯学習課	1	2	1	1	多可町男女共同参画社会づくり条例	平成22年4月1日	平成22年4月1日		第2次多可町男女共同参画計画	平成30年度 ~ 令和9年度	1	
28	381	稲美町	教育政策部 人権教育課	2	2	0	1				0	第2次稲美町男女共同参画プラン	平成24年4月 ~ 令和3年3月	0	
28	382	播磨町	教育委員会生涯学習グループ	2	2	1	0				0	播磨町男女共同参画行動計画	平成24年4月 ~ 令和3年3月	0	
28	442	市川町	企画政策課	1	2	0	0				0	市川町男女共同参画プラン	平成28年4月1日 ~ 令和3年3月31日	0	
28	443	福崎町	社会教育課	2	2	0	0				0	福崎町男女共同参画基本計画	平成28年4月 ~ 令和8年3月	1	
28	446	神河町	総務課	1	2	0	0				0	神河町男女共同参画推進計画	平成28年4月 ~ 令和3年3月	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所掌	市内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (令和2年4月1日現在で有効なもの)			
								有		無	現在の状況	有			無
								条例名称	公布日	施行日		計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	現在の状況
28 464	太子町	企画政策課	1	2	0	0					0	第4次太子町男女共同参画プラン	平成31年4月1日 ～ 令和6年3月31日	1	
28 481	上郡町	教育総務課	2	2	0	0					0				0
28 501	佐用町	佐用町教育委員会生涯学習課生涯学習推進室	2	2	0	0					0	佐用町男女共同参画推進計画	平成29年4月1日 ～ 令和4年3月31日	1	
28 585	香美町	町民課人権推進室	1	2	0	0					0	第2次香美町男女共同参画行動計画	平成28年4月1日 ～ 令和3年3月31日	1	
28 586	新温泉町	生涯教育課人権推進室	2	2	0	0					0	第3次新温泉町男女共同参画社会プラン	平成30年3月 ～ 令和4年2月	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

市内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 令和3年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 令和3年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(令和2年4月1日現在で開設済の施設)															
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等					施設形態		管理・運営主体					
						住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理	事業運営	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者
			22								1	21	15	6	1	16	6	0
28	100	神戸市	神戸市男女共同参画センター	あすてっぷKOBE	655-0016	兵庫県神戸市中央区橋通3-4-3	078-361-6978	078-361-6477	https://www.city.kobe.lg.jp/a29530/kurashi/activate/cooperation/asuteppu/index.html		○	○				○		
28	201	姫路市	姫路市男女共同参画推進センター	あいめっせ	670-0012	兵庫県姫路市本町68番地290 イーグレひめじ3階	079-287-0803	079-287-0805	https://www.city.himeji.lg.jp/i-messae/		○	○				○		
28	202	尼崎市	尼崎市立女性・勤労婦人センター	尼崎市女性センター・トレビエ	661-0033	尼崎市南武庫之荘3丁目36番1号	06-6436-6331	06-6436-5757	http://www.amagasaki-trepied.com		○		○				○	
28	203	明石市	あかし男女共同参画センター		673-0886	兵庫県明石市東仲ノ町6-1 アスパia明石北館7階	078-918-5600	078-918-5618	http://a-machi.jp/center/		○		○				○	
28	204	西宮市	西宮市男女共同参画センター	ウェーブ	663-8204	兵庫県西宮市高松町4番8号プレラにしのみや4階	0798-64-9495	0798-64-9496	https://www.nishi.or.jp/bunka/danjokyodosankaku/index.html		○	○				○		
28	205	洲本市																
28	206	芦屋市	芦屋市男女共同参画センター	ウィザス	659-0064	芦屋市精道町8番20号	0797-38-2518	0797-38-2175	http://www.city.ashiya.lg.jp/danjowithus/centerwithus.html		○	○				○		
28	207	伊丹市	伊丹市立男女共同参画センター	ここいろ	664-0895	伊丹市宮ノ前2-2-2 伊丹商工プラザ5階	072-781-5516	072-781-5530	https://itami-kokoiro.jp/	○			○				○	
28	208	相生市	相生市男女共同参画センター		678-0031	相生市旭1丁目2-10	0791-23-7130	0791-23-7137	http://www.city.aioi.lg.jp		○	○				○		
28	209	豊岡市																
28	210	加古川市	加古川市男女共同参画センター		675-0031	加古川市加古川町北在家2718青少年女性センター2階	079-424-7172	079-454-4190	http://www.city.kakogawa.lg.jp		○	○				○		
28	212	赤穂市	赤穂市女性交流センター		678-0233	赤穂市加里屋中洲3丁目55	0791-43-7800	0791-43-6810	http://www.city.ako.lg.jp/shimin/jinken/joseikouryucenter.ht ml/		○	○				○		
28	213	西脇市	西脇市男女共同参画センター		677-0057	兵庫県西脇市野村町茜が丘16-1	0795-25-2800	0795-25-2220	https://www.city.nishiwaki.lg.jp /miraie/		○	○				○		
28	214	宝塚市	宝塚市立男女共同参画センター	エル	665-0845	宝塚市栄町2-1-2 ソリオ2 4階	0797-86-4006	0797-83-2424	https://www.takarazuka-ell.jp/		○		○				○	
28	215	三木市	三木市男女共同参画センター	こらぼーよ	673-0433	三木市福井1933-12	0794-89-2331	0794-89-2331	https://www.city.miki.lg.jp		○	○				○		
28	216	高砂市	高砂市男女共同参画センター		676-8501	兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号	079-443-9133	079-443-9080	http://www.city.takasago.lg.jp		○	○				○		
28	217	川西市	川西市男女共同参画センター	パレットかわにし	666-0015	兵庫県川西市小花1丁目8番-1	072-759-1856	072-759-1891	http://www.gesca- kawanishi.jp/		○		○				○	
28	218	小野市	小野市男女共同参画センター		675-1366	兵庫県小野市中島町72 小野市うるおい交流館エクラ内	0794-62-6765	0794-62-2400	https://www.ksks- arche.jp/danjo/		○		○				○	
28	219	三田市	三田市まちづくり協働センター		669-1528	三田市駅前町2番1号キッピーモール6階	079-563-8000	079-563-8001	http://www.city.sanda.lg.jp/		○	○				○		
28	220	加西市	加西市男女共同参画センター		675-2395	加西市北条町北条28番地1	0790-42-0106	0790-42-0133	http://www.city.kasai.hyogo.jp /01kura/04koky/04tiik05.htm		○	○				○		
28	221	篠山市	丹波篠山市男女共同参画センター	フィフティ	669-2397	兵庫県丹波篠山市北新町41番地	079-552-6926	079-554-2332	https://www.city.tambasasaya ma.lg.jp/soshikikarasagasu/jink ensuishinka/index.html		○	○				○		

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(令和2年4月1日現在で開設済の施設)																
			名称	愛称・通称	所在地等					施設 形態		管理・運営主体							
					郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ			施設管理			事業運営				
										単 独	複 合	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他		
28	222	養父市	養父市男女共同参画センター		667-8651	養父市八鹿町八鹿1675	079-662-7601	079-662-7491	https://www.city.yabu.hyogo.jp/6166.htm		○				○	○			
28	223	丹波市	丹波市男女共同参画センター		669-3467	兵庫県丹波市氷上町本郷300番地 丹波ゆめタウン2階(市民プラザ内)	0795-82-8684	0795-82-8692	https://www.tamba-plaza.jp/		○	○				○			
28	224	南あわじ市																	
28	225	朝来市																	
28	226	淡路市	淡路市市民協働センター		656-2132	兵庫県淡路市志筑新島10番地3 イオン淡路店 アルクリオ1F	0799-64-0999	0799-70-1460	https://www.city.awaji.lg.jp		○	○				○			
28	227	宍粟市																	
28	228	加東市																	
28	229	たつの市																	
28	301	猪名川町																	
28	365	多可町																	
28	381	稲美町																	
28	382	播磨町																	
28	442	市川町																	
28	443	福崎町																	
28	446	神河町																	
28	464	太子町																	
28	481	上郡町																	
28	501	佐用町																	
28	585	香美町																	
28	586	新温泉町																	

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

兵庫県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(令和2年4月1日現在で開設済の施設)														
			名 称	設立年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	主 な 事 業									
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			22					22	21	19	20	2	14	4	1	2	
28	100	神戸市	神戸市男女共同参画センター	平成4年3月10日	5	6	22,774	○	○	○	○		○	○			
28	201	姫路市	姫路市男女共同参画推進センター	平成13年9月1日	10	5	10,680	○	○	○	○		○				
28	202	尼崎市	尼崎市立女性・勤労婦人センター	平成5年11月2日	4	4	10,678	○	○	○	○		○				講座受講者等の託児サービス事業
28	203	明石市	あかし男女共同参画センター	平成14年4月18日	18	13	1,085	○	○	○	○		○		○		
28	204	西宮市	西宮市男女共同参画センター	平成12年10月1日	5	4	30,656	○	○	○	○		○				学習室の貸出
28	205	洲本市															
28	206	芦屋市	芦屋市男女共同参画センター	平成6年4月1日	9	2	4,718	○	○	○	○	○	○	○			
28	207	伊丹市	伊丹市立男女共同参画センター	令和2年4月1日	5	5	6,185	○	○	○	○		○				
28	208	相生市	相生市男女共同参画センター	平成15年6月1日	4	0	709	○	○	○	○						
28	209	豊岡市															
28	210	加古川市	加古川市男女共同参画センター	平成14年4月1日	4	3	3,147	○	○	○	○		○			○	男女共同参画推進専門員(女性活躍推進担当)による企業訪問、チャレンジショップ(手作り品即売会)の開催
28	212	赤穂市	赤穂市女性交流センター	平成10年10月30日	0	1	300	○		○	○		○				
28	213	西脇市	西脇市男女共同参画センター	平成27年10月18日	3	0	1,807	○	○	○	○		○				
28	214	宝塚市	宝塚市立男女共同参画センター	令和元年10月1日	7	3	48,748	○	○	○	○		○				
28	215	三木市	三木市男女共同参画センター	平成14年9月2日	2	1	2,511	○	○	○	○						
28	216	高砂市	高砂市男女共同参画センター	平成13年4月1日	2	2	3,271	○	○	○	○						
28	217	川西市	川西市男女共同参画センター	平成14年6月9日	3	2	8,833	○	○	○	○		○	○		○	併設の市民活動センター事業の実施
28	218	小野市	小野市男女共同参画センター	平成17年3月20日	5	0	8,140	○	○		○						
28	219	三田市	三田市まちづくり協働センター	平成17年9月15日	2	3	5,940	○	○	○	○		○	○			
28	220	加西市	加西市男女共同参画センター	平成15年4月1日	0	1	2,500	○	○		○						
28	221	篠山市	丹波篠山市男女共同参画センター	平成15年4月1日	5	1	1,824	○	○	○							
28	222	養父市	養父市男女共同参画センター	平成19年4月1日	1	0	2,138	○	○								市が委嘱した男女共同参画推進員と協働し、事業について検討し実施。
28	223	丹波市	丹波市男女共同参画センター	令和元年10月22日	2	1	4,860	○	○	○	○	○	○				
28	224	南あわじ市															
28	225	朝来市															
28	226	淡路市	淡路市市民協働センター	平成28年4月1日	2	0	248	○	○	○	○						
28	227	宍粟市															
28	228	加東市															
28	229	たつの市															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（令和2年4月1日現在で開設済の施設）														
			名 称	設立年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	主 な 事 業									
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報提供・ 情報収集	苦情処理	交流促進	企業・NPO との連携	国際交流	調査研究	その他
28	301	猪名川町															
28	365	多可町															
28	381	稲美町															
28	382	播磨町															
28	442	市川町															
28	443	福崎町															
28	446	神河町															
28	464	太子町															
28	481	上郡町															
28	501	佐用町															
28	585	香美町															
28	586	新温泉町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			首 長、自 治 会 長 等 の 状 況														
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態	市 区 長 数	うち 女性 市区 長 数	女性 比率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女性 副市区 長 数	女性 比率 (%)	町 村 長 数	うち 女性 町村 長 数	女性 比率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女性 副町村 長 数	女性 比率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会長 数	女性 比率 (%)
				2		29	3	10.3	41	0	0.0	12	1	8.3	12	0	0.0	7,179	466	6.5
28	100	神戸市				1	0	0.0	3	0	0.0									
28	201	姫路市				1	0	0.0	2	0	0.0							928	33	3.6
28	202	尼崎市				1	1	100.0	2	0	0.0							594	129	21.7
28	203	明石市				1	0	0.0	2	0	0.0							478	94	19.7
28	204	西宮市				1	0	0.0	2	0	0.0							市への届出書類に男女別を記入する箇所がないため公表できる正確な数値を把握しておりません		
28	205	洲本市				1	0	0.0	2	0	0.0							165	10	6.1
28	206	芦屋市				1	1	100.0	1	0	0.0							81	10	12.3
28	207	伊丹市				1	0	0.0	1	0	0.0							200	35	17.5
28	208	相生市				1	0	0.0	1	0	0.0							125	5	4.0
28	209	豊岡市				1	0	0.0	2	0	0.0							360	0	0.0
28	210	加古川市				1	0	0.0	2	0	0.0							320	13	4.1
28	212	赤穂市				1	0	0.0	1	0	0.0							96	3	3.1
28	213	西脇市				1	0	0.0	1	0	0.0							87	1	1.1
28	214	宝塚市	平成6年10月21日	男女共同参画社会実現に向けての声明	1	1	1	100.0	1	0	0.0							279	56	20.1
28	215	三木市				1	0	0.0	2	0	0.0							193	10	5.2
28	216	高砂市				1	0	0.0	1	0	0.0							126	3	2.4
28	217	川西市				1	0	0.0	1	0	0.0							134	14	10.4
28	218	小野市				1	0	0.0	2	0	0.0							90	4	4.4
28	219	三田市				1	0	0.0	1	0	0.0							181	16	8.8
28	220	加西市	平成19年11月11日	加西市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							142	1	0.7
28	221	篠山市				1	0	0.0	1	0	0.0							261	3	1.1
28	222	養父市				1	0	0.0	1	0	0.0							154	1	0.6
28	223	丹波市				1	0	0.0	1	0	0.0							299	1	0.3
28	224	南あわじ市				1	0	0.0	1	0	0.0							202	3	1.5
28	225	朝来市				1	0	0.0	1	0	0.0							159	0	0.0
28	226	淡路市				1	0	0.0	2	0	0.0							232	5	2.2
28	227	宍粟市				1	0	0.0	1	0	0.0							156	0	0.0
28	228	加東市				1	0	0.0	1	0	0.0							96	0	0.0
28	229	たつの市				1	0	0.0	1	0	0.0							212	2	0.9
28	301	猪名川町										1	0	0.0	1	0	0.0	49	2	4.1
28	365	多可町										1	0	0.0	1	0	0.0	65	0	0.0
28	381	稲美町										1	0	0.0	1	0	0.0	65	3	4.6

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態	市 区 長 数	うち 女性 市区 長 数	女性 比率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女性 副市 区長 数	女性 比率 (%)	町 村 長 数	うち 女性 町村 長 数	女性 比率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村長 数	女性 比率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会長 数	女性 比率 (%)
28	382	播磨町										1	1	100.0	1	0	0.0	46	5	10.9
28	442	市川町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
28	443	福崎町										1	0	0.0	1	0	0.0	33		0.0
28	446	神河町										1	0	0.0	1	0	0.0	40	1	2.5
28	464	太子町										1	0	0.0	1	0	0.0	66	0	0.0
28	481	上郡町										1	0	0.0	1	0	0.0	125	3	2.4
28	501	佐用町										1	0	0.0	1	0	0.0	131		0.0
28	585	香美町										1	0	0.0	1	0	0.0	119	0	0.0
28	586	新温泉町										1	0	0.0	1	0	0.0	60	0	0.0

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目（審議会委員への女性の登用）No1

兵庫県

調査時点コード		1	令和2年4月1日		2	令和2年5月1日		3	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
都 道 府 県	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲						地方自治法(第202条の3)に基づく 審議会等における登用状況						地方自治法(第180条の5)に基づく 委員会等における登用状況						(内数) 市町村防災会議 (委員のみ)						(内数) 市町村防災会議 (会長を含む)						調査時点コード																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			目 標 値 (%)	目 標 達 成 期 限	審 議 会 等 数	うち 女 性 を 含む 委員 数	総 委 員 数	うち 女 性 委員 数	女性 比 率 (%)	審 議 会 等 数	うち 女 性 を 含む 委員 数	総 委 員 数	うち 女 性 委員 数	女性 比 率 (%)	審 議 会 等 数	うち 女 性 を 含む 委員 数	総 委 員 数	うち 女 性 委員 数	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委員 数	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委員 数	女性 比 率 (%)	目 標 設 定 の 対 象 と す る 審 議 会 等 の 目 標 及 び 現 状 値	その他	地方自治 法(第202 条の3)に 基づく審議 会等にお ける登用 状況	その他	地方自治 法(第180 条の5)に 基づく委員 会等にお ける登用 状況	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		合計(広域を含む)			1,691	1,470	23,315	6,790	29.1						1,467	1,294	19,816	5,673	28.6						233	138	1,455	216	14.8	1,212	129	10.6	1,294	136	10.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲				地方自治法(第202条の3)に基づく 審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく 委員会等における登用状況					(内数) 市町村防災会議 (委員のみ)			(内数) 市町村防災会議 (会長を含む)							
			目 標 値 (%)	目 標 年 度	審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	を 含 む 数	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	等 数	女 性 比 率 (%)					審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	を 含 む 数	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	等 数	女 性 比 率 (%)	審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	を 含 む 数	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	等 数	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	等 数	女 性 比 率 (%)
															6	5	107	42	39.3		10	5	29	5	17.2								
		神戸市													0	0	0	0			0	0	0	0									
		姫路市													0	0	0	0			0	0	0	0									
		尼崎市													0	0	0	0			0	0	0	0									
		明石市													0	0	0	0			0	0	0	0									
		西宮市													0	0	0	0			0	0	0	0									
		洲本市													0	0	0	0			1	0	3	0	0.0								
		芦屋市													0	0	0	0			0	0	0	0									
		伊丹市													0	0	0	0			0	0	0	0									
		相生市													0	0	0	0			0	0	0	0									
		豊岡市													0	0	0	0			1	0	3	0	0.0								
		加古川市													0	0	0	0			1	1	3	1	33.3								
		赤穂市													0	0	0	0			0	0	0	0									
		西脇市													5	5	95	42	44.2		2	2	5	2	40.0								
		宝塚市													0	0	0	0			0	0	0	0									
		三木市													0	0	0	0			0	0	0	0									
		高砂市													0	0	0	0			0	0	0	0									
		川西市													0	0	0	0			0	0	0	0									
		小野市													0	0	0	0			0	0	0	0									
		三田市													0	0	0	0			0	0	0	0									
		加西市													0	0	0	0			0	0	0	0									
		篠山市													0	0	0	0			0	0	0	0									
		養父市													0	0	0	0			0	0	0	0									
		丹波市													0	0	0	0			1	0	3	0	0.0								
		南あわじ市													0	0	0	0			0	0	0	0									
		朝来市													0	0	0	0			0	0	0	0									
		淡路市													0	0	0	0			0	0	0	0									
		宍粟市													0	0	0	0			0	0	0	0									
		加東市													0	0	0	0			0	0	0	0									
		たつの市													0	0	0	0			1	1	3	1	33.3								
		猪名川町													0	0	0	0			0	0	0	0									
		多可町													0	0	0	0			0	0	0	0									
		稲美町													1	0	12	0	0.0		0	0	0	0									
		播磨町													0	0	0	0			1	1	3	1	33.3								
		市川町													0	0	0	0			0	0	0	0									
		福崎町													0	0	0	0			1	0	3	0	0.0								
		神河町													0	0	0	0			1	0	3	0	0.0								
		太子町													0	0	0	0			0	0	0	0									

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							目標設定の対象である審議会等の 範囲				地方自治法(第202条の3)に基づく 審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく 委員会等における登用状況					(内数) 市町村防災会議 (委員のみ)			(内数) 市町村防災会議 (会長を含む)			
			目標 値 (%)	目標 年度	審 議 会 等 数	うち を 含む 女性 委員 数	総 委 員 数	うち 女性 委員 数	女性 比 率 (%)		審 議 会 等 数	うち を 含む 女性 委員 数	総 委 員 数	うち 女性 委員 数	女性 比 率 (%)	審 議 会 等 数	うち を 含む 女性 委員 数	総 委 員 数	うち 女性 委員 数	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女性 委員 数	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女性 委員 数	女性 比 率 (%)				
		上郡町													0	0	0	0		0	0	0	0							
		佐用町													0	0	0	0		0	0	0	0							
		香美町													0	0	0	0		0	0	0	0							
		新温泉町													0	0	0	0		0	0	0	0							

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)No3

兵庫県

調査時点コード	1	令和2年4月1日	2	令和2年5月1日	3	その他
---------	---	----------	---	----------	---	-----

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	管理職の在職状況																		職務上の地位別職員在職状況														調査 時 点 コ ー ド	そ の 他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
			うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数			女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数	うち 女性 職数	女性 比率	管理職 総数

調査表4-5

市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

調査時点コード	1	令和2年4月1日	2	令和2年5月1日	3	その他
---------	---	----------	---	----------	---	-----

兵庫県

都 道 府 県	市 区 町 村	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															調 査 所 の 他 コ ー ド	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
			問12-1 議員の出産を欠席事由として 明記した規定(産休を含む) があるか、1～4のうち いずれか一つを選択して ください。	問12-2 議員の出産を欠席事由として 明記した規定はないが、 運用上も認めている 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、 過去に事例が無い	問12-3 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間より短い。	問12-4 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間より短い。	問12-5 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、 以下の事由について1～4のうちいずれか一つに○をつけて ください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	問12-6 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、 以下の事由について1～4のうちいずれか一つに○をつけて ください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、 以下の事由について1～4のうちいずれか一つに○をつけて ください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	問12-8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、 以下の事由について1～4のうちいずれか一つに○をつけて ください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	問12-9 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、 以下の事由について1～4のうちいずれか一つに○をつけて ください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	問12-10 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、 以下の事由について1～4のうちいずれか一つに○をつけて ください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	問12-11 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、 以下の事由について1～4のうちいずれか一つに○をつけて ください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	問12-12 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、 以下の事由について1～4のうちいずれか一つに○をつけて ください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
			1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、 運用上も認めている 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、 過去に事例が無い	1. 平成26年度以前 2. 平成27年度以降 3. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間より短い。 4. 明記した規定がない、 過去に事例が無い	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間より短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間より短い。 3. 期間の定めはない、 過去に事例が無い	1. あり 2. なし 3. その他	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

都道府県

市区町村

議会名

市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査

調査項目

備考

問12-1
議員の欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。1～4のいずれか一つを選択してください。

問12-2
問12-1で、1.を選択した場合「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されましたか。1～2のいずれか一つを選択してください。

問12-3
問12-1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれに当てはまりますか。

問12-4
問12-1で、1.を選択した場合、休暇の期間の短縮については、減額の規定はありますか。

問12-5
議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について以下の事由について1～4のいずれか一つに一つをつけてください。
1. 明記した規定がある
2. 明記した規定がないが、運用上も認めている
3. 明記した規定がなく、運用上も認めている
4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い

問12-6
配偶者
出産

問12-7
育児

問12-8
家族の看護

問12-9
家族の介護

問12-10
疾病

問12-11
その他

問12-12
議員の欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。1～4のいずれか一つを選択してください。

問12-13
議員の欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。1～4のいずれか一つを選択してください。

問12-14
議員の欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。1～4のいずれか一つを選択してください。

問12-15
議員の欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。1～4のいずれか一つを選択してください。

宝塚市議会

1

2

3

2

1

4

4

4

1

1

宝塚市議会議員規則
(欠席等の届出)
第2条 議員は、疾病、出産、出産の立ち合いその他の事由により、遅刻、早退又は欠席しようとするときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。

1

3

4

4

2

4

2

三木市議会

1

2

3

2

4

4

4

4

4

4

4

4

4

1

高砂市議会

1

2

3

2

4

4

4

4

2

4

4

4

4

1

川西市議会

1

2

3

2

4

4

4

4

1

4

川西市議会議員規則
第2条 議員は、公務、疾病その他の正当な事由により、欠席、遅刻又は早退しようとするときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに書面をもって議長に届けなければならない。ただし、やむを得ない事情により書面をもって届け出ることができないときは、その旨を口頭で届け出るものとする。当該事情がなくなった後、速やかに書面により届け出るものとする。

2

4

4

4

1

小野市議会

1

2

3

2

4

4

4

4

4

4

4

4

4

1

三田市議会

4

4

4

4

4

4

2

4

4

4

4

1

加西市議会

1

1

3

2

4

4

4

4

4

1

加西市議会議員規則
(欠席の届出)
第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。
2 議員は、出席のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

4

4

4

4

4

1

丹波篠山市議会

1

2

3

2

4

4

4

4

2

1

丹波篠山市議会議員規則
第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。
2 議員は、出席のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

1

4

4

4

4

1

養父市議会

1

2

3

2

4

4

4

4

4

4

4

4

4

1

丹波市議会

1

2

3

2

2

3

2

2

2

1

3

丹波市議会議員規則第2条第1項
第2条 議員は、疾病、出産、災害その他の正当な理由により出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。

2

2

4

4

4

1

南あわじ市議会

1

2

3

2

3

3

2

3

2

3

4

4

4

1

朝来市議会

1

2

3

2

4

4

2

2

2

4

4

4

4

1

淡路市議会

1

2

3

2

4

4

2

2

2

2

4

4

4

1

穴吹市議会

1

2

3

2

4

4

2

4

2

2

4

4

4

2

加東市議会

2

2

2

2

2

2

2

2

4

4

4

1

たつの市議会

1

2

3

2

4

4

4

4

2

1

たつの市議会 本会議等が欠席する場合の取扱い要綱(内規)
2 本会議等の欠席が認められる正当な理由については
(1) 本人並びに親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)の冠婚葬祭(除礼、葬儀及び法事等)とする。

4

4

4

4

1

徳島市議会

1

2

3

1

2

2

2

2

2

2

4

4

4

1

多可町議会

1

2

3

2

4

4

2

4

2

4

4

4

2

1

祖谷町議会

1

2

3

2

4

4

4

4

4

4

4

4

4

1

香美町議会

1

2

3

2

4

4

4

4

4

4

4

4

4

1

新宮町議会

1

2

3

2

4

4

4

4

4

4

4

4

4

1

市川町議会

1

2

3

2

4

4

4

4

2

2

4

4

4

1

塩崎町議会

1

2

3

2

2

2

2

2

2

2

4

4

4

1

神河町議会

4

4

4

4

4

4

4

4

4

4

4

1

太子町議会

1

2

3

2

1

1

1

1

1

1

太子町議会議員規則
(欠席、遅参又は早退の届出)
第2条 議員は、疾病、家族の看護又は介護、出産、配偶者の冠婚葬祭、育児、災害その他のやむを得ない理由により欠席、遅参し、又は早退しようとするときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。
2 議員が前項に規定する理由により欠席するときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

4

4

4

2

4

1

上郡町議会

1

2

3

2

2

2

2

2

2

2

2

4

4

1

佐用町議会

1

2

3

2

4

4

4

4

2

2

4

4

4

1

香美町議会

1

2

3

2

3

3

3

2

3

4

1

4

1

新温泉町議会

3

2

4

2

2

2

2

1

新温泉町議会議員規則
第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。

3

3

4

4

1